

都内社会福祉法人の情報公開の状況（令和5年4月1日時点）

- 社会福祉法人現況報告書の「13.透明性の確保に向けた取組状況」の「(1)積極的な情報公開への取組」から、「①任意事項の公表の有無」を集計しました。
- 平成29年4月より、社会福祉法人は、事業運営の透明性を確保するため、定款、計算書類（決算書）、現況報告書、役員等名簿、報酬等の支給の基準（役員報酬規程）及び社会福祉充実計画（計画を作成した場合）をインターネットにより公表することが義務付けられました。
- 下表の書類を公表することは法律上の義務ではありませんが、例えば、苦情処理結果（個人情報に関するものを除く。）の公表は、その事業の質の向上を図り、適切なサービスを提供するための取組として積極的に行うべきものとされています。

	法人数	㊦事業報告		㊧財産目録		㊨事業計画書		㊩第三者評価結果		㊪苦情処理結果		㊫監事監査結果		㊬附属明細書		
		公表	非公表	公表	非公表	公表	非公表	公表	非公表	公表	非公表	公表	非公表	公表	非公表	
全法人	1,053	897	156	911	142	853	200	899	96	565	263	825	228	733	320	
事業 区 分 別	保育のみ経営	386	316	70	330	56	302	84	356	17	279	37	299	87	266	120
	障害のみ経営	195	160	35	163	32	144	51	163	25	72	69	139	56	121	74
	介護のみ経営	148	134	14	136	12	133	15	138	8	74	45	125	23	116	32
	複数事業を経営	211	180	31	177	34	169	42	188	18	109	67	165	46	145	66
	その他	113	107	6	105	8	105	8	54	28	31	45	97	16	85	28
収 益 規 模 別	5億未満	553	462	91	477	76	437	116	457	52	289	118	417	136	376	177
	5億以上10億未満	241	204	37	211	30	198	43	219	16	144	56	196	45	173	68
	10億以上20億未満	138	121	17	112	26	113	25	115	17	73	42	107	31	95	43
	20億以上30億未満	56	54	2	53	3	50	6	49	6	27	20	52	4	42	14
	30億以上	65	56	9	58	7	55	10	59	5	32	27	53	12	47	18

(注1) 厚生労働大臣所轄法人及び調査時点で現況報告書未提出の法人を除く。

(注2) ㊩第三者評価結果及び㊪苦情処理結果については、「該当無し」の場合（受審していない又は苦情がない場合）があるため、「公表」及び「非公表」の合計数と法人数が一致しない。